

8 平塚市開発審査会提案基準

「法第34条第14号」及び「政令第36条第1項第3号ホ」に基づき、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるものとして、次のとおり提案基準を定める。

提案番号	提案基準項目	施行年月日	備 考
1	市街化調整区域内に存する事業所のための従業員宿舎	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
2	市街化区域内に存する事業所のための従業員宿舎	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
3	農家等の分家住宅	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
4	法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
6	土地収用対象事業による代替建築物	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
9	建築物の建替え等	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
10	第二種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要不可欠な建築物	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
11	研究施設	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
13	既得権を有するもの	平成13年5月8日	平成26年7月1日廃止
14	社寺仏閣及び納骨堂等	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
15	ゴルフ練習場	平成13年5月8日	平成26年7月1日廃止
17	法第34条第13号に規定する届出の有効期間の経過するもの	平成13年5月8日	平成26年7月1日廃止
18	既存宅地	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
19	介護老人保健施設	平成13年5月8日	平成26年7月1日廃止
20	建築物の用途変更	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正
21	付属建築物として最低限必要な管理棟	平成13年5月8日	平成26年7月1日改正

包括承認基準（平成26年7月2日条例施行により廃止）

包括番号	項目	包括承認基準	承認年月日
1 -	農家等の分家住宅	提案基準3に適合するものうち、次に掲げるいずれにも該当するものであること。 （1）専用住宅であること （2）延べ面積は、200平方メートル以下であること。	平成26年2月20日 平成26年7月2日条例
2 -	土地収用対象事業による代替建築物	提案基準6に適合するものうち、自己の居住の用に供するため住宅であること。	平成26年2月20日 平成26年7月2日条例
3 -	建築物の建替え等	提案基準9に適合するものうち、建替え等を行う建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅とし、かつ、予定建築物の申請に係る部分の延べ面積が200平方メートル以下であること。	平成26年2月20日 平成26年7月2日条例
4 -	既得権を有するもの	提案基準13に適合し、かつ、当該基準の1第1号又は第2号に該当するものであること。	平成26年7月1日廃止
5 -	法第34条第13号に規定する届出の有効期間の経過するもの	提案基準17に適合し、かつ、当該基準の2第1号に該当するものであること。	平成26年7月1日廃止
6 -	既存宅地	提案基準18に適合するものうち、次に掲げるいずれかに該当するものであること。 （1）当該基準の2第1号に該当するものであること。 （2）開発行為又は建築行為の目的が専用住宅であって、開発等の区域が1,000平方メートル未満であること。	平成26年2月20日 平成26年7月2日条例
9 -	建築物の用途変更	提案基準20に適合するものうち、次に掲げるいずれにも該当するものであること。ただし、建替え等を伴う場合は、この限りでない。 （1）当該基準の1第1号に該当する専用住宅又は兼用住宅であること。 （2）建築物の延べ床面積は、200平方メートル以下であること。	平成26年7月1日廃止